

広島中央環境衛生組合監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、広島中央環境衛生組合管理者から令和2年度定例監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年3月30日

広島中央環境衛生組合監査委員 水戸 晃
同 越田 賢一
同 岡田 育三

定例監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象課等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
業務4課	令和2年10月30日 (広中環監第18号)	令和3年3月25日 (広中環総第45号)
施設整備課	令和2年10月30日 (広中環監第18号)	令和3年3月25日 (広中環総第45号)

2 監査の実施期間

令和2年8月4日から令和2年8月24日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 業務4課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 契約事務 (1) 提出された書類について日付や住所が誤って記載されたものがあった。また、仕様書に定めた書類の提出が漏れていたものがあった。提出を受けた際は仕様書に基づいた書類の提出を受けているか、不備等が無いかを確認し、修正が必要な場合は速やかに修正をさせるなど、適正な手続きとなる	提出された書類について、仕様書との確認を行ったうえで、不備があった場合は、速やかに修正するよう改めました。

<p>ようにされたい。</p> <p>(2) 修繕の起案において、決裁日及び施行日の記載のないものがあった。文書事務取扱規程に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 単価契約において、仕様書で定めた書類の提出を受けていないものがあった。業務委託が仕様書のとおり実施されているかを確認し、仕様書に基づいた書類の提出を受けようになされたい。また、仕様書に定めた書類ではなく、実際に提出を受けている書類で問題がないのであれば、仕様書の見直しも検討されたい。</p> <p>(4) 契約保証金の免除において、実績に基づき免除していたが、確認の資料が不十分なものがあった。契約規則等に基づき、適正な事務処理となるようになされたい。</p>	<p>文書事務取扱規程に基づき、決裁日及び施行日の確認を行い、書庫等に保管する前に再度確認を行うよう改めました。</p> <p>実際に提出された書類で確認を行っているため、仕様書の見直しを行い、報告書から計量伝票等の提出に改めました。</p> <p>契約保証金調書を作成し、実績に基づき免除を行う場合については、履行実績証明書等の確認資料の添付をするよう改めました。</p>
<p>2 予算の執行状況</p> <p>(1) 財務伝票において、確認日と支払日が逆転するなど不備があるものがあった。適正に作成及び処理するようになされたい。</p> <p>(2) 財務伝票において、検査調書の作成が必要な金額であったが、添付されていないものがあった。検査調書作成基準等に基づき、適正な事務処理となるようになされたい。</p>	<p>請求書受領時及び支払命令書など財務伝票の押印時に事務の主務者及び補助者の2名で確認を行い、日付の矛盾の発生等を防ぐよう改めました。</p> <p>検査調書作成基準等に基づき検査調書の作成が必要な金額の確認を行い、添付漏れを防ぐよう改めました。</p>

(2) 施設整備課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
<p>1 契約事務</p> <p>(1) 提出された委託業務の報告書を確認したところ、日付等に誤りがあるものがあった。報告書は履行を確認する書類であるので、記載内容について不備等がないか確認する</p>	<p>受注者より提出された報告書を事務の主務者及び補助者の2名で確認するようにし、提出資料における不備の確認漏れを防止するよう改めました。</p>

<p>ようにされたい。</p> <p>(2) 提出された工事費の明細を確認したところ、内訳金額に誤りがあるものがあつた。合計は一致していたが、数字の信頼性に疑義がでてくるので、計算誤り等がないか確認するようにされたい。</p> <p>(3) 契約約款において、記述に矛盾が感じられるものがあつた。トラブルの原因となるので、契約約款の作成時には内容をよく吟味するようにされたい。</p> <p>(4) 協定書に基づき実施する事業に対する補助金において、協定書に記載はあるが、組合が負担する事業なのか不明瞭なものがあつた。組合が負担するものについて客観的に判断できるようにされたい。</p> <p>2 予算の執行状況</p> <p>(1) 財務伝票を確認したところ、決裁区分を誤っているものがあつた。職務権限規程に基づき、必要な決裁を受けるようにされたい。</p>	<p>受注者より提出された資料を事務の主務者及び補助者の2名で確認するようにし、提出資料における不備の確認漏れ及び担当者の思い込みによる誤りを防止するように改めました。</p> <p>契約約款を含む契約書の確認を起案者だけでなく、事前に総務課（法務文書担当）にも確認するようにし、担当者の思い込みによる誤りを防止するように改めました。</p> <p>第3者へ説明ができるように、事務の主務者及び補助者の2名で協定内容の確認を行い、関係機関と事前に十分協議し、役割分担を明確にするよう改めました。</p> <p>職務権限規程や会計管理者事務決裁規程をその都度確認し、誤りを防止するように改めました。</p>
--	--